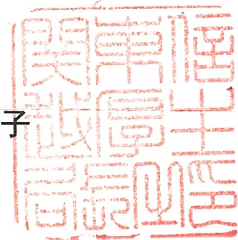


関厚発 0330 第 66 号
令和 3 年 3 月 30 日

ケアマネ経営研究会
代表 戸田 正雄 殿

関東信越厚生局長 池田 千絵子



関東信越厚生局名義の使用の許可について

令和 3 年 3 月 24 日付けで申請のあった関東信越厚生局名義の使用については、下記の事項を条件として、許可します。

記

1. 関東信越厚生局名義の種類は、「関東信越厚生局（後援）」とすること。
2. 貴殿は、関東信越厚生局名義の使用の許可に係る事項を変更しようとするときは、その申請をしなければならないこと。
3. 貴殿は、行事等の主催が終了したときは、速やかに事業報告書及び収支決算書を関東信越厚生局健康福祉部地域包括ケア推進課に提出しなければならないこと。
4. 関東信越厚生局健康福祉部地域包括ケア推進課は、貴殿の行為が関東信越厚生局名義の使用の許可の趣旨に反すると認めたときは、貴殿に対し、その是正を勧告することができること。
5. 関東信越厚生局健康福祉部地域包括ケア推進課は、貴殿が 4 の勧告に従わないときは、関東信越厚生局名義の使用の許可を取り消すことができること。

(様式1)

令和3年3月23日

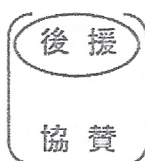
関東信越厚生局長 殿

ケアマネ経営研究会



「令和3年度改定介護保険制度の改定解説セミナー（動画配信）」に対する

関東信越厚生局



名義の使用の許可について

(添付資料)

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 行事の内容がわかる書類（説明文書、パンフレット等）
- 4 主催者等が民間団体であるときは、定款又は寄付行為及び役員名簿
- 5 その他参考となる資料

(様式2)

「令和3年度改定介護保険制度の改定解説セミナー（動画配信）」 事業計画書

- 1 趣旨及び目的 令和3年度改定介護保険制度の改定内容を解説し介護支援専門員が改定の趣旨にそった業務を執行できるようにするため、動画を用いて配信する
- 2 主催及び共催 主催 ケアマネ経営研究会
共催 株式会社日本高齢支援センター
- 3 後援等 後援 関東信越厚生局
- 4 会期 令和3年4月1日から令和4年3月31日 365日間
- 5 名義使用期間 令和3年4月25日～令和3年9月30日 159日間
当会ホームページ掲載
東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県・茨城県・群馬県・栃木県・山梨県・長野県・新潟県の居宅介護支援事業所へ FAX
介護専用ポータルサイト掲載（WAMNET・ケアマネジメントオンライン・ケアマネドットコム・）
Face book・Twitter にて告知
- 6 会場及び所在地 ケアマネ経営研究会ホームページ
<https://caremanager.jimdofree.com/>
- 7 参加対象 介護支援専門員
- 8 対象地域 東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県・茨城県・群馬県・栃木県・山梨県・長野県・新潟県
- 9 日程 令和3年4月25日から令和4年3月31日まで掲載